会　　議　　録

1　会議の名称	総務常任委員会
2　日　　時	平成２９年　３月　２日（木） 午前　　９時３０分　　開会 午前　１１時４２分　　閉会
3　場　　所	全員協議会室
4　出　席　者 （　７人）	横田　典之　　橋田　夏枝　　宮脇　俊彦
	斉藤　裕樹　　前田　秀資　　山田　昌紀
	越水　清
5　欠　席　者	なし
6　説　明　員 （１０人）	副市長（宍戸　晴一）
	総務部長（安藤　隆幸）
	市民生活部長（竹内　克則）
	保健福祉部長（小林　幹夫）
	教育部長（谷亀　博久）
	総務課長（山室　好正）
	情報システム課長（宮嶋　俊道）
	戸籍住民課長（梶　早月）
	スポーツ課長（小巻　宏幸）
	戸籍住民課主査（瀬戸　紀彰）
7　傍　聴　者	２人
8　事　務　局	次長　　主査
9　会議のてんまつ	別紙のとおり

議　　題　　議案第７号　伊勢原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

結　　果　　可　決

午前９時３０分　　開会

○委員長【横田典之議員】　　ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は配付してあります次第により進行いたします。

ここで執行者側から宍戸副市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】　　おはようございます。本日、総務常任委員会におきましてご審査いただきます議案は３件でございます。まず、議案第７号につきましては平成２９年４月１日に組織改編を実施するに当たりまして、現在、教育委員会が管理執行しております学校における体育に関することを除きますスポーツに関する事務について、市長が管理及び執行することができるよう条例を定めるものでございます。

議案第８号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、それによりまして個人番号カードの利用について条例で定めることとされておりますことから、新たに条例を制定するものでございます。

それから、議案第１２号につきましては、民間事業者が設置いたします端末機から印鑑登録証明書の交付を行うとともに、個人番号カードを印鑑登録証としてみなすために必要な規定を整備するため条例の一部改正をするものでございます。この３議案につきましては２月２２日の本会議におきまして提案説明を申し上げ、２８日の本会議におきましてご審議をいただいております。本日、当委員会におきまして詳細なご審査をお願いするものでございます。

本日の委員会には所管いたします担当とともに、議案第７号につきましては事務の所管がえに伴うものでございますので、教育委員会及び保健福祉部の関連の担当者も出席させていただいております。ご質疑に対しましては的確にお答えできるよう努めてまいりますので、ご審査の上、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【横田典之議員】　　それでは「議案第７号、伊勢原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案については本会議の際細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。

なお、発言の際は挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には３項目程度に区切ってお願いいたし

ます。では、お願いいたします。
○委員【山田昌紀議員】　　それでは何点か質問させていただきます。
　これまでも連携・連動推進チームによって数年前から始まったチャレンジデーなど、スポーツと健康の部分ということでうまくやってきたというのを私は感じているんですね。今回、あえて所管がえする狙い、また、もしかして連携・連動推進チームの行き詰まりなんじゃないかと勘繰ったりしちゃったわけです。ですから、その考え方についてもお伺いしたいと思います。
　２点目、先日、質疑の際に、効果としてスポーツ施設の窓口一本化といった答弁が何度かございました。そのあたりについてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。特に総合運動公園、あそこはたしか今まで公園緑地課が所管という話もあったと思います。そのあたりも含めて詳しく教えていただければと思います。
　２点、まずお願いします。
○総務部長【安藤隆幸】　　今、２点いただきましたけれども、初めの今回所管がえをする狙いと考え方について、私からお答えをさせていただきます。本市では部門間で横断的な事業を展開するなど行政課題に対応できる効果的で、機能的な執行体制を構築するために、庁内組織に横断的に連携する連携・連動推進チームをこれまでに設置して進めてきております。ご質問をいただきました健康づくりの取り組みにつきましても健診、食育、運動、生きがいづくりと複数の部にまたがることから、連携・連動推進チームを設置してこれまで取り組んできております。
　今回見直しをご提案いたしましたのは、連携・連動推進チームによります取り組みに問題があるということではなくて、健康づくりにおきます運動に関しまして教育委員会、都市部、保健福祉部などさらに複数の部にまたがっているため、組織を見直すことで部内の調整が強化され、また、スポーツの持つ多面的な役割がより効果的に展開することができるものと考えております。
　なお、スポーツ課を保健福祉部に移管した後も健康づくりに関します連携・連動推進チームを廃止するということではなく、運動やスポーツの振興には庁内横断的な連携が今後も必要であるということの認識から、継続して取り組んでいく考えでございます。
　以上です。
○総務課長【山室好正】　　それでは、私からスポーツ施設の窓口の一本化につきましてご説明をいたします。まず、本市のスポーツ施設のうち、現在、都市部公園緑地課で所管しているスポーツ施設、具体的に申し上げますと、総合運動公園の体育館、野球場、またチャンピオンすずかわパークの野球場やテニスコート、プール、また、市ノ坪公園のテニスコート、東富岡公園のテニスコートなどがございます。また、教育委員会のスポーツ課で今所管しております施設が伊勢原市立武道館、上満寺の多目的スポーツ広場、それからアクアクリーンセンターの裏になりますが、こどもスポーツ広場、あと大田すこやかスポーツ広場、また、学校の施設開放の体育館やグラウンド、こういったところもスポーツ課で所管して

おります。こういった２つに部署が分かれているということで、今回の見直しでは公園緑地課で所管している公園の中にありますスポーツ施設の管理、利用の窓口をスポーツ課に移管するといったことで整理しております。したがいまして、今までの公園の部分につきましては従来のまま公園緑地課で管理して、その中のスポーツ課の施設だけ移管するといった対応になります。これによりましてスポーツ課の窓口におきまして相談事であったり、利用の関係の窓口を一本化することでより市民の皆さんにもわかりやすく、利用しやすくなるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員【山田昌紀議員】　　ありがとうございます。本会議でもある程度認識はしていたつもりだったんですけれども、改めて確認させていただきました。ありがとうございます。

では、もう何点か質問させていただきます。今、必ず毎年１０月にやっている、学校単位で行っている地区体育祭、これは今まで特にスポーツ課、教育委員会がやってきたと思います。これの扱いというのはどうなるのか。また、学校との連携をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

２点目。本市においては教育振興基本計画、市民生涯スポーツ推進基本計画を掲げておりますけれども、これが市長部局に移行することで計画を進めていく上の懸念、注意点等があればお伺いしたいと思います。

２点、お願いいたします。

○教育部長【谷亀博久】　　それでは２点のご質問をいただきました。２点、私のほうからお答え申し上げます。

まず１つ目の学校単位で行っている地区体育祭などの取り扱いということでございます。本市の市民生涯スポーツ推進基本計画に掲げます誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを市民との協働で推進する、こういった社会を実現するためには、地域や自治会とのかかわり合いが非常に重要なポイントとなります。さかのぼりまして、昭和４８年ごろに体育、レクリエーション活動の振興を図り、地域住民の親睦を増進し、生活の向上に寄与する目的で各地区にスポーツ推進員を中心といたしました体力づくり振興会が発足いたしました。こちら、運動会を初め各種の体育、レクリエーション行事等を開催して、各地域ごとに特色のあるスポーツ活動の普及に長年ご尽力をいただいているところでございます。このような地域でのスポーツイベントは、スポーツを通じた市民のつながりを深め、顔の見える地域社会の関係をつくることで防災などさまざまな場面においても有効であると考えているところでございます。こうしたことから教育委員会の意見の中でも申し上げておりますけれども、地域や関係団体への支援及び連携については市長部局に移った後も引き続き充実していただくよう要望しているところでございます。

また、学校についてですけれども、学校は地域の一員との考え方のもとでスポーツ課が市長部局へ移っても自治会やスポーツ関係団体、こういった関係を、従

来どおり良好な協力関係を継続していきたいと考えているところでございます。
　続きまして、計画を進めていく上での懸念、注意点等でございますけれども、教育基本法に基づく教育振興基本計画においても、また、スポーツ基本法に基づきます市民生涯スポーツ推進基本計画におきましても、地域の住民が主役となって、学校や家庭、地域の枠組みの中で心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、さらには精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養など、また、人と人との交流及び地域の交流の促進、希薄化する人間関係の再生などスポーツの持つ役割は不可欠なものとなっていると言えます。実際にスポーツを行う人の目的はさまざまあると思います。健康増進のために行う人、また、競技スポーツとしてより高いレベルをめざしている方、さらには自分の目標達成やストレスの解消、純粋にスポーツを楽しんでいる方など、さまざまいられると思います。スポーツ課が保健福祉部へ移って、健康づくりに効果的に取り組むことはもちろんですが、今申し上げましたさまざまな面からもスポーツ活動の充実が求められていると考えております。引き続き庁内組織が横断的に連携いたします連携・連動推進チームを活用してフレキシブルな体制により事業推進をすることが必要であると考えているところです。
　また、スポーツ基本法においては、市のスポーツ推進計画を定める場合は、またこれを変更しようとするときはあらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないと定められておりますことから、市長部局へ移った後も、教育委員会の意見は反映されるものと考えているところでございます。
　以上です。
○委員【山田昌紀議員】　　ありがとうございます。かなりいろいろな狙いの中で、窓口の一本化を初めもちろんメリットもありました。あえてデメリットを挙げるとしたら何があるのか、お聞きしたいと思います。
○総務部長【安藤隆幸】　　私のほうからご答弁させていただきます。スポーツ課を教育委員会から保健福祉部へ移管することによるデメリットをあえて申し上げるといたしましたら、スポーツが持つ役割の中で健康づくりに関する取り組みのみを推進するとのイメージが生じることではないかと考えております。心身の健康維持を図る運動やスポーツ以外にも競技スポーツの推進、また、すぐれたスポーツ選手の育成、生涯スポーツの推進など、スポーツにつきましては多面的な役割があることも承知しております。移管後につきましてもこれまでと同様に社会教育や学校教育、スポーツ団体、また、家庭や地域などと相互に連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。
　以上でございます。
○委員【山田昌紀議員】　　了解しました。昨日、教育委員会表彰がたしか午後３時ぐらいからあったと思います。その中で社会教育関係、学校教育関係、あとスポーツの関係もあったと思います。その表彰の扱いというのはどこが所管になるんですか。１点確認させてください。
○教育部長【谷亀博久】　　きのう市制施行記念日ということで、教育委員会表

彰、それから、スポーツ賞表彰、こちらをやらせていただきました。まず、スポーツ賞表彰は、競技スポーツで上位に入賞された方の表彰を行ったものでございます。こちらについてはスポーツ課が市長部局へ移管すると同時にそのまま持って市長部局に移管される予定でございます。ただし、教育委員会表彰につきましては、裏方といいますか、振興に力添えいただいた方々の表彰になってございます。過去の経過を見てみましても、青少年課が市長部局に移った後でも青少年指導員の表彰ですとか、そういったものは教育委員会表彰で上げています。それと同じように、スポーツ関係の推進にご尽力をいただいた皆様に対しましても感謝の意味を込めまして、そのまま教育委員会、もともとの事務がスポーツに関係する事務は教育委員会でございますので、教育委員会表彰で残っていただいて、今教育委員会表彰の後、また少しやっていただくと市長表彰、２段階のシステムになってございますので、そこは堅持していければなと考えています。

以上です。(「了解です」の声あり)

○委員【宮脇俊彦議員】　本会議でも質問しましたけれども、十分というふうに思ってないわけです。重なる部分もありますけれども、了解いただきたいと思います。

まず、なぜ今までスポーツ課が教育部局にあったのかという点について、本会議場でも言いましたけれども、これは歴史的経過の中で、スポーツというのも教育行政の一環としてやるということのほうが戦前の反省も踏まえてきちっとやっていくという位置づけのもとにやられているというふうに認識しますけれども、その辺についてのどう思われているかという点がまず１点目ですね。

それから、教育部局の方はご存知かと思いますけれども、教育行政というのは執行機関とは独立して位置づけられている、それから、教育の民主化の大切さとか、分権化、ちゃんとそれは独立してやるということが大切だというふうにして教育行政の中にちゃんと位置づけられているというふうに認識していますけれども、今回それを移されるということで、私も連携を別に否定するわけじゃなくて、これは現在もずっと進められているというふうに認識していますから、それをこういう教育行政の重要性についてはどういうふうに認識されているかということですね。

基本計画、さっきも出ましたけれども、国のスポーツ基本計画が４年ぐらい前にできましたけれども、伊勢原市でも平成２５年に生涯スポーツ推進基本計画というのをきちっと位置づけて、スポーツ行政についてほとんど網羅されて、これはよくできているというふうに思って、それに基づきながら現在も推進されている。総合計画の中にも位置づけられて、推進されて、連動もその中で図られてやっているというふうに思ってて、その中でも、それを移管するということは一言も触れられてなくて、課題の中にもないのに、今回そういうのが突然出てきたということについてよく理解できないので、説明をお願いしたい。

以上３点、お願いします。

○教育部長【谷亀博久】　それでは、私のほうから１点目と２点目についてご

答弁申し上げます。

まず１つ目、スポーツ課はなぜ教育部局に置いたのかということでございますけれども、社会教育法は昭和２４年、教育委員会の大もとの法律でございます地方教育行政の組織及び運営に関する法律は昭和３１年にできたものでございます。社会教育は地域住民の生活課題や地域課題に根差して行われます各種の学習活動を初め地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じて、人々の教養の向上ですとか、健康の増進などを図る役割を果たしていると考えております。社会教育を含めました教育行政については、委員おっしゃるとおり、中立性、独立性を保つという観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において教育委員会の職務権限、長の職務権限が明記されております。スポーツに関することも教育委員会の事務と位置づけられた経過があるわけでございます。時代の流れとともに、住民の学習ニーズの多様化ですとか、健康に対する意識の高まり、または行政組織も拡大してまいりました。社会教育に通じるような市民協働ですとか、地域づくりなどの観点からのまちづくりというような考え方も生まれてきたところでございます。こうした中で、平成１９年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、文化、スポーツに関する事務につきまして、地域の実情や住民ニーズに応えて関連行政とあわせて地方公共団体の長において所掌することができるようになりました。今回、本市においてもスポーツ事務を市長が管理及び執行することについて提案させていただいているものでございます。

続きまして、教育行政の独立性等のお話でございますけれども、今も申し上げましたとおり、教育委員会制度は首長から独立した行政委員会として中立性や教育の継続性、安定性を確保し、教育文化スポーツ等の施策を展開してきたところです。平成１９年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、今申し上げましたけれども、この改正など、さらに平成２７年度からは新たな教育委員会制度が施行されているところでございます。これは今まで中立性、独立性等を確保した中で教育行政を推進してきたところですけれども、いじめなどによって自殺等の重大事案に対しましては、教育行政が閉鎖的であるというような批判もあり、改正が行われたものでございます。この改正では、従来のとおり教育委員会を執行機関として残しながら、つまり、独立性を保ちながら、総合教育会議や教育行政の指針となる大綱の作成など地域の民意を代表する市長との連携の強化を図るというものでございます。また、スポーツ基本法には、地方公共団体の責務について、スポーツに関する施策に関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると明記されてもおります。このようなことから、スポーツについては健康教育、食育、介護予防など健康づくり事業など市長部局で実施する事業との連携によりまして効果が一層上げられると見込まれることから、今回の組織改編となったものと認識しているところでございます。

以上です。

○総務部長【安藤隆幸】　私からはなぜ市長部局に突然移すことになったかと

いうことでございますけれども、本市は健康文化都市を宣言してございます。また、東海大学付属病院、伊勢原協同病院とか、病院等の資源にも恵まれております。健康づくりにつきましては、これまで連携・連動推進チームを設置して積極的に取り組んで市民の健康寿命の延伸に取り組んでおります。このようなことが本市の特徴、魅力であり、そこをアピールするところでもあると考えております。こうしたことから、今回の組織改編に当たりまして、運動、スポーツの所管課を健康づくりと連携をさらに強化し、スポーツが持つ多面的な役割をさらに発揮するためにスポーツ課を保健福祉部に移管することといたしました。委員ご指摘のとおり、今回の組織改編での提案であり、平成２５年度に策定をいたしました市民生涯スポーツ推進基本計画の中には組織の変更について計上はしてございませんけれども、計画に計上しためざす姿や取り組みを改めるということではなく、組織を変更することでさらに計画に計上した施策を推進していくことを目的の１つとしております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】　答弁ありがとうございます。理由は伺ったんですけれども、先ほど申しましたとおり、例えば議場を見てもらうと、市長が私どもから見ると左側にいて、相対する形で教育長がいるという形になってて、それは戦前の反省も踏まえながら、教育行政、その中にスポーツもきちっと位置づけて独立性を保つということでやられている象徴の１つだと思うんです。最初は、戦後は教育長も公選制で、皆さんが直接選挙で選ぶという制度も最初はあって、今はなくなっていますが、というふうな形で、そういう反省も踏まえながらやってきているというふうに認識しています。そういう中でスポーツ課がきちっとそこに位置づけられている意味合いは非常に重いものがあるというふうに思うのが１点。それについてどうかということ。

伊勢原市で連携・連動はさっき言ったとおり、私もその点は同じなんです。先ほど部長の答弁にあったかもしれませんけれども、今何ら問題がなくて、連携・連動も進められている状況で、先ほど言いましたように、市民生涯スポーツ推進計画もちゃんとその中で位置づけられてて、競技の面での振興も図ると同時に、地域スポーツの振興を図っていくというのがちゃんとこの中に位置づけられて、私たちも教育行政についてはそういう独立性が必要だから、一般の行政執行と違って、教育分野は教育委員会というのが設けられて、先ほど話もありましたが、市民の代表やそれについての専門家がいて、ちゃんとその推進を論議する中で、私たちも施設の整備については議会も口を挟むけれども、内容についてはちゃんと独立性が保たれている仕組みが、教育委員会があり、スポーツ推進委員会というのがちゃんとあって、その中で中身の論議はされている。それだけ独立性が保たれているというのがこの中に位置づけられているというふうに認識しているので、連携・連動を進めて、位置づけがかたくなっているというのはそのとおりだと私も認識しているけれども、それで何も不都合がなくて推進しているのを市長部局に持ってくるというのは、それだけだとちょっと弱いような意味合いがね。

私は、逆にそういう責任性もはっきりして独立性と推進も図られているところをほかにある部局の責任をちゃんと移管すれば今の推進が、別にそれでどうこうなる問題じゃなくて、そうして推進するということはできるんじゃないかというふうに思うんですね。もともとある重要性というのもきちっと位置づけて、そういうふうに伊勢原市は推進してきているというふうに認識していたから、突然そういうふうに出るということが、それで推進というふうには、ちょっと何か違和感を覚えるんですけれども、その点について、今２点言いましたけれども、答弁をお願いします。

○副市長【宍戸晴一】　　２点目のご質問についてお答えになるかどうかあれなんですけれども、まず１つ、今回、市長部局に移管いたします塊のほかに、学校体育の分野につきましてはそのまま教育委員会の所管として残っております。そういう意味でいきますと、いわゆる教育行政の一環として実施していく体育の部分については引き続き教育委員会の所管であるというのが前提になってくるのかなと思っております。

それから、これはスポーツに限らずなんですけれども、先ほどのお話の中で、例えば社会教育という概念の中にスポーツ自体も位置づけられていたものと思っておりますけれども、全国的な議論として社会教育と生涯学習という言葉が出てきた時代というのがございまして、今はどちらかというとより広い概念である生涯学習という考え方も、そのもとで全体を束ねていくような動きというのも出てきているのかなと思っております。同様にスポーツにつきましても社会体育という、もう少し狭い概念から生涯スポーツというような形に捉え方自体が変わってきている流れが前提としてあるのかなと思っております。その場合、生涯学習、あるいは生涯スポーツというふうにいったときには、それまで例えば社会教育、社会体育というような形で教育委員会が所管していた分野に加えて、いわゆる市長部局で行っております一般的な政策の中での健康づくりの施策、あるいは生涯学習のほうでいきますと、いわゆる生きがいづくりのような施策なども含めて、大分幅広い中で全体的な体系を再整理していく必要というのが生じてきていると思っております。自治体によりましては、そういう中で、今回、伊勢原市の場合、スポーツ課の所管をということでございますけれども、生涯学習という捉え方のもとでそちらのほうの分野の所管も組みかえしてきているような事例も出てきております。今回の場合は私ども健康づくりという連携・連動の塊をより円滑に進めるためということで、スポーツの所管は移しかえをいたしましたけれども、当然学校体育の部分は教育委員会に残っているということで、全体的な整理はさせていただいています。市長部局に来ることによりまして、今度は往々にして、それまで行ってきたものの取り組みを変えると。変えたこと自体によって従前うまくいっていたところがそごを来すとかということがないように、連携・連動をきっちりとしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○総務部長【安藤隆幸】　　教育部に置き、責任を明確にし、推進を図ること、

独立性と責任性を発揮しなくなるのではないかということなんですけれども、平成１９年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、スポーツに関することが地域の実情や市民のニーズに応じて、他の地域振興等の関連行政とあわせて地方自治体の長において一元管理することができることとなったということは、先ほど教育部長が申し上げたんですけれども、それを受けて、県内１９市におきましても徐々に教育委員会から市長部局へ、今、それぞれ移管しているところが多いです。実際、平成２８年度現在では１９市中１２市が市長部局に移っております。さらにこの４月から、平成２９年度から本市を含めまして３市、市長部局に移る予定となっておりまして、平成２９年度からスポーツ課を市長部局で移管するところが１９市中１５市となります。残りは４市になっております。こういうことも受けまして、また、スポーツ基本法におきましてもスポーツに関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じました施策を策定し、実施することは地方公共団体の責務であるという規定がされております。本市におきましてもスポーツ課がどこの部に属するかではなくて、スポーツに関するさまざまな取り組みにつきましても庁内全体で一体となって推進するということはこれまでと変わることがないということを今思っております。

以上です。

○教育部長【谷亀博久】　　教育委員会のほうからも委員がおっしゃるように、教育委員会は執行機関として残りますので、独立性を確保されるものと認識しております。なおかつ、先ほど申し上げましたスポーツ推進計画をつくる場合には必ず市長は教育委員会の意見を聞きなさいということになっていますので、こちらとしてもスポーツを丸投げというか、市長部局に行ったからといって教育委員会は関係ないと全く考えておりませんので、今後も市民の皆さんと一緒にスポーツ活動を盛り上げていくような施策を打てればというふうに考えているところです。まして子どもとの連携ということに関しましては、特に教育委員会としても強くつながりを持ちつつ事業を執行していただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】　　答弁いただきましてありがとうございます。ただ、位置づけについては、今も教育部長からちゃんと教育委員会もそれについては意見を述べさせてもらいますというふうに言いましたけれども、そういう形になるということなんですよ。意見を言うという形にしかならない。責任という点については後退するというのが、私はそういう点の危惧をしていますので、大丈夫だというふうにそれぞれ答弁をいただきましたけれども、そういう歴史的経過の中でも、本当は越水委員がそういうのをずっとやってきたからご存じかと思うんですけれども、私が言うのもはばかる話ですけれども、そういう経過できちっとスポーツ政策については先ほども出たように独立性とか、民主性をきっちり確保するということは大切な位置づけだということで思っております。答弁もいただいたので、それで論議してもそれ以上進むというふうには認識していないので終わ

りますけれども、ぜひその辺は答弁された内容を図って、きちんと担保しながらやっていただきたいということで終わります。
○委員【斉藤裕樹議員】　　私からも１点だけ質問させてください。先ほど他委員の質問の中にもありましたけれども……。じゃ、私の意見で行きます。この議案については大きな組織改編に伴う必要な条例の制定ということで理解しております。組織というのは必要があればその都度見直していくというような体制が必要ではないかと思っています。先ほど他委員の中で突然出てきた移管の話というような捉え方もありますけれども、大きな組織改編の一部としてやっている。なぜこのタイミングになったかというところを伺いたいと思います。
○総務課長【山室好正】　　それでは、なぜこのタイミングかといったご質問になろうかと思います。先ほどお答えしましたとおり、他の市町村ではスポーツ課を市長部局のほうに移しているといった状況がございます。そういったところと、あと大きいのが、先ほど申し上げました窓口の関係でございます。スポーツをこれから推進する上での窓口が分かれているといったところが大きな課題でございましたので、そういったことを整理する上ということの中で、今回改めて今委員がおっしゃいましたとおり、組織全体を見直す中でこういったことが１つの問題でございましたので、整理をさせていただくといった形になります。ほかの市の状況を見ながら、あわせてそういった課題を整理するということで、組織全体の見直しの中での整理をさせていただいたといった状況でございます。
　以上でございます。
○委員【前田秀資議員】　　それでは、私も質問というか、確認させていただきたいんですが、今も他委員からの話を聞いててちょっと思っていたんですが、ご答弁は要りませんけれども、この議案第７号のようにスポーツ課を市長部局のほうに移管するということは、要するに、組織改編の一部ですね。私、組織改編というのは大きい重要な話だと思うんです。私ばかりじゃなくて、皆さんそう思っていると思うんだけれども。それに対してこの資料が出ましたが、資料が出たきり。関連するものとしてはこれが主な議案として出てきた。全体の説明をしなきゃいけないのに、部分の話になっちゃっているんですよ。だから、一つ一つ聞いていってみれば、そういうことで整合をつけるということで、一つ一つはそういうものかなと思うんだけれども、何となく、何なのかなと思うのは、さっき他委員からも出たように、総合計画にも明記されていない。それどころか、私、直前に見ていたんですけれども、平成２９年度の施政方針並びに予算編成大綱にもそのことが、どこかに１行、２行、載っているのかもしれないけれども、明記されているとは言いがたい。要するに、全体の説明不足があるんじゃないかなと、悪いんですけれども、思っているんですよ。そのことがあるので、一般質問にも提出していますので、そのことは今ご答弁していただかなくても結構です。一般質問で直球を投げますから。
　ただ、私が危惧するところは現場の話なんですよ。これはスポーツ課のほうだけじゃありませんが、他委員からの質問があるし、教育委員会のほうからも伊勢

原市教育に関する事務の職務権限のことに対して、教育委員会の永井委員長から文書が提出されましたね。心配していますということですよ。だけど、先ほどからのご説明があるように、教育部長からも説明があるように、学校におけるスポーツというのは法律でコンクリートされていますね。じゃ、それを市長部局のほうに移すのと。いろいろ説明はあるんだけれども、私が思うのは、今までの仕事量が１、１００％だったのに対して、移したら１．１になるのか、２になるのか。仕事量がふえるのか。充実させるということをうたっちゃっているから。そうすると、ただでさえ組織改編のあれで見てみると、保健福祉部というところに移る。私ばかりじゃなくて、保健福祉部の仕事量の多さは年々増大している。私が言うより部長のほうがよっぽど思っているわけ。現場はそれで大丈夫なのかと私は思うんですよ。その辺の全体的な調整及び議論が現場の意見も含めてなされたのかどうかというのを私は危惧しているの。私が意見を言いたいというより、現場のことを心配して申し上げている。そういった議論がなされているのかどうか、ちょっと確認しておきます。

○総務部長【安藤隆幸】　今回、組織改編につきましては、現場の意見という話もございましたけれども、各課長、各部長とそれぞれ時間をかけてヒアリングをしております。そのヒアリングの中に仕事の量についてもいろいろ意見交換をさせていただいたりしております。それを踏まえて、スポーツ課を保健福祉部に移管するという話をしておりますので、担当としましては一応現場の意見も聞いているというようなことで認識しております。

○委員【前田秀資議員】　ご答弁ありがとうございます。そういうことで、大丈夫だと言われるんだったら、私も納得しますけれども、既に相当仕事量が、指導者が市民生活にとって重要ということで施策を重ねてきていると。私が思うのに、私なんかが議員になったときによく言われていたのはスクラップ・アンド・ビルドと。行政における仕事量というのは１なんだと。新しい仕事をふやすときには、旧来の仕事をスクラップしなければビルドがないと。だから、スクラップ・アンド・ビルドだという言葉があった。それは予算に対する考え方だってそうですね。ごく基本的な考え方で、私が皆さんに言うのは釈迦に説法ですけれども。だけど、どうしても仕事量がふえがちだなと私は思っているんです。それを外から見て見ると、伊勢原市役所は仕事をたくさんしてていいなと思うんだけれども、現場はだんだん大変になってきますよ。一部に生の声で聞いているんですけれども、職員が自分で言えないから私が言うんだけれども、うちはブラックですよと。冗談で言っていると思うんだけれども。来年からもっと仕事がふえるんじゃないか。来年どうなるんだ。ブラックじゃないよ。何というんですかといったらブラックホールだというんだ。ちょっときつい言い方になっちゃうんだけれども、その辺を私はちょっと心配しています。それははっきり言わせていただきます。さらに詳細については、さっき言ったように一般質問もございますので、この点についてはこの程度にさせていただきます。

○委員【橋田夏枝議員】　それでは、私もこの条例が４月１日から施行された

ときの現場の状況を心配して、質問させていただきます。前田委員からもご指摘ありましたけれども、スポーツ課の部分で教育委員会に残るのは学校体育の部分だけですね。そうなりますと、今まで５階にあった部署が１階におりてくるのか。それとも５階にそのまま残るのか。そこを確認させていただきます。

○総務課長【山室好正】　　レイアウトの関係になります。本市の庁舎のレイアウト、なかなかきつい状況にあります。一番いいスタイルとすれば、当然部ごとに、組織ごとに組織を配置できればベストであるということは認識しております。なるべくそういった配置ができるように、今鋭意工夫している段階で、どこに移せるかどうかというのはまだ結果が出ていないんですが、なるべく組織がわかりやすいような、市民の皆さんからも組織がわかりやすいような配置ができるように努力をしているところでございます。

○委員【橋田夏枝議員】　　理想としては１階の保健福祉部にスポーツ課を置くということだと思うんですけれども、市民からもそのほうがいろいろな部分で利用しやすいと思いますけれども、仮に５階に残ったとき、健康管理課は別館で、５階にスポーツ課があって、１階に保健福祉部があってという、部長はかなり大変だと思いますので、現場のことをちょっと心配して確認させていただきました。

それともう１点、大きな組織改編の流れの中の条例改正ですけれども、ほかの方もおっしゃっていました。この間の本会議でも、きょうの質問の中にもありましたけれども、有料施設の窓口を一元化するということで、スポーツ課が所管するということになりましたけれども、私が危惧しますのは、確かに市民にとっては市内の有料施設の窓口を一本化することは利用しやすいんですけれども、そういったふうに整理していく中で、今、公共施設の見直しをしており、一部有料化する話も出ておりますけれども、それと今回の条例、組織改編との関係はあるのかなというところで、ちょっと臆測も入っちゃうんですけれども、質問したいと思います。

○総務課長【山室好正】　　有料化の今後の見直しの関係になりますが、正直、今は全く考えていません。あくまでも窓口をわかりやすくする、管理をしやすくするといった中での一本化で検討させていただいております。

以上です。(「了解」「進行」の声あり)

○委員長【横田典之議員】　　ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】　　それでは、議案第７号について賛成の意見を述べさせていただきます。

先日の本会議、そして、本日の委員会と多くの質疑が出ました。確かに市長が掲げる４つの政策の１つである健康づくりを一層推し進めていくには健康とスポーツ、決して切り離すことができない分野であり、一体として取り組めば新たな化学反応を起こす可能性もあります。

伊勢原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見

について、教育委員会からはスポーツに関する事務を市長が管理執行することは福祉や医療分野等との連携がこれまで以上に強化され、市民の健康寿命の延伸を目標に掲げる本市の取り組みがより一層効果的かつ効率的に推進されるとともに、高齢者や障害スポーツに親しむ機会の充実も期待されることから、本条例の制定に同意するとの回答がございました。

スポーツ課が教育委員会にあったことにより、特に本市におかれましては、社会教育及び学校教育、そして地域との連携がうまくいっていたという事実は忘れてはなりません。さらなる学校や地域、関係団体等への支援、連携並びに競技スポーツの普及推進を要望し、本議案に対し賛成の意見といたします。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】　　では、私は反対の立場で話させていただきます。

質疑の中でも伺いましたけれども、歴史的経過の中でもスポーツ行政というのは教育行政の一環の中に位置づけられて、独自性、民主性がきちっと貫かれるというのは大事な精神だというふうに思っています。伊勢原市は、そういうのを保ちながら教育行政の中に位置づけて、連携を深め、スポーツの推進計画も順調に推進してきているというふうに認識していますから、今言った不都合はそちらのほうから今の課の中に位置づけられているところに移せば済む問題であって、私も地域でいろいろな活動を推進するというのはそのとおりだというふうに思っていますし、今もそういう立場でスポーツ行政も推進されているというふうに認識していますから、こういう組織変更よりも責任性が明確になる教育行政の中に位置づけて執行すべきだというふうに認識していますので、本案には反対したいというふうに思っています。

以上です。

○委員【斉藤裕樹議員】　　私も、議案第７号について意見を述べさせていただきます。

市の組織改編は最少の経費で最大の効果を上げるように行うものであり、常に見直しを行うことも重要であります。不要なものを廃止し、市民ニーズに応えられるような組織をつくっていく必要があります。今回、本市では大幅な組織改編になることから、その理由を説明するためにも目的と効果を評価し、公表していくことも必要であると考えます。

スポーツ行政はまちづくりにとって重要な要素であり、市長の所轄が望ましく、また、教育委員会は学校教育に特化すべきという流れになりつつあります。市民にとっても、まちづくりに対する責任の所在がわかりやすい組織となり、市民サービスの向上につなげていただくようお願いして、議案第７号について賛成の意見とさせていただきます。

○委員【橋田夏枝議員】　　私も賛成の立場で意見を申し上げます。

本市において、長年教育委員会のもとでスポーツ課がスポーツ行政の推進に取り組んできたことは高く評価いたします。しかしながら、時代は超高齢化社会に急速に変化いたしました。２０２０年には日本で初めて東京パラリンピックも行

われることとなり、本市が他市と比べてややおくれをとるかと思われる障害者スポーツについてもさらなる普及が求められます。

スポーツの意義とは何か、改めて私は自分に問うてみました。大きく分けて４つ申し上げます。１、青少年の健全育成。２、地域コミュニティーの形成。３、経済発展への貢献。これは医療費削減などの健康づくりも含みます。４、国際友好、親善。オリンピックや国際スポーツ親善試合などが顕著たる例です。今回スポーツ課を保健福祉部に移管することで、３番目の健康づくりの分野で強化され、経済的な効果が上がるかもしれませんが、１の青少年の健全育成が従来どおり図られるかどうか、今の時点では正直不透明な部分があります。しかしながら、市民の平均寿命が延伸し、健康を維持するための生涯スポーツが今後さらに重要になることを考慮すると、必要な再編なのかもしれません。市長の指揮のもと、伊勢原市らしいスポーツ行政の発展を遂げていくことを期待して、本議案に賛成といたします。

○委員長【横田典之議員】　　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【横田典之議員】　　挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案第７号の審査は終了いたしました。総務課、保健福祉部、教育委員会の皆様、ご苦労さまでした。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前１０時２３分　　休憩

午前１０時３３分　　再開

議　　題　議案第　８号　伊勢原市個人番号カードの利用に関する条例の制定について
議案第１２号　伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について
結　　果　可　決

○委員長【横田典之議員】　　再開いたします。
次に、「議案第８号、伊勢原市個人番号カードの利用に関する条例の制定について」及び「議案第１２号、伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について」の議案２件を一括議題といたします。
２件については本会議の際細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。お願いいたします。
○委員【山田昌紀議員】　　それでは、何点か、議案第８号、第１２号について質問をさせていただきます。
まず、個人番号カードの取得について全国的に低い状況、もちろん本市においても低い状況であることは皆さんご案内のとおりだと思うんですが、本市の個人番号カード取得者をふやすための取り組みはどんなことをしているのか、お伺いしたいと思います。
２点目、個人番号カード取得に対し、市民にとってのメリットをどのように考えているのか。この２点についてまずお伺いします。
○市民生活部長【竹内克則】　　ご質問の２点、順次お答えさせていただきます。個人番号カードの取得状況が低いことにつきましては、今、全国が１０．６１％というマイナンバーカード申請率に対しまして、本市１２．８２％、そういった状況でございます。普及が進んでいない原因としては、具体的なメリットが市民の皆様にわかりにくいということが言われております。それを踏まえた中でまず１点としては、これは国もスタートしようとしておりますが、マイナポータルの運用がございます。ことし７月には行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつどことやりとりしたかの確認ができる。また、行政機関が保有する自己に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ、こういったものを取得できるマイナポータルが運用開始、国では予定しております。また、大きな２点目としましては、本市においてコンビニ交付を予定させていただいてございます。市民の身近なコンビニエンスストアで証明書を取得できる新たなサービス、マイナンバーカードの利用価値を向上するものの１つと考え、マイナンバーカードの普及が進むような取り組みということにつきましてはコンビニ交付ということがございます。開始に当たりまして、広報やホームページ、また窓口での住民の皆様へのきめ細かな説明、こういったものを通じて周知を図りまして、普及啓発を図っていきたいと考えております。
２点目の市民にとってのメリットでございます。まず１つ言われておりますの

は、マイナンバーカード、個人番号カードが公的な身分証明書として活用できる利便性の高いカードだということがございます。また、今ほど申し上げましたコンビニ交付でございますが、窓口へ市役所へ来ていただいて取得する証明発行にかかる時間に比べまして、自宅や会社の近くのコンビニで証明書がとれる。時間短縮、あるいは市民の利便向上に資する、こういったメリットがあると考えております。また、この個人番号カード、高度のセキュリティーを備えた高規格カードということで、今後の市の独自利用事務、これらがふえていく中で、必ずこのカードにそういった機能が統合されていくと考えております。これからのサービス提供の基盤となるカードを取得できる市民のメリットもございます。また、最後に、これは運転免許証の返納制度というのがございます。高齢者の交通安全対策の一環として呼びかけをしておりますが、運転経歴証明書というのを県警のほうでも発行しておりますが、この個人番号カード、その機能を備えております。これもメリットの１つに加えられると考えております。

以上でございます。

○戸籍住民課長【梶早月】　本市のマイナンバーカードの取得者をふやす具体的な取り組みについて１点お話しさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、戸籍住民課の窓口で申請する方の写真撮影からオンラインでの申請まで、申請自体をお手伝いする補助的な取り組みを検討しております。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】　ありがとうございました。なるほどという感じがいたします。今部長のほうからもコンビニ交付の話もありました。時間短縮になると。高度なセキュリティーも備わっている。また、運転免許証を返納した際にも公的な身分証明書であれば自己を証明するにはメリットなのかなと改めて感じたところであります。

今コンビニ交付という言葉が部長から出ましたので、改めてコンビニ交付サービスにおけるシステムセキュリティーの概要を確認させていただければと思っております。

もう１点、本会議でもたしか出たと思うんですけれども、県内他市におけるコンビニ交付サービスを行っているところがあると思うんですけれども、それのサービス状況についてお伺いしたいと思います。

２点、お願いします。

○情報システム課長【宮嶋俊道】　私からセキュリティーについてご説明させていただきます。今回、コンビニ交付の導入につきましては、本市におきましては国も推奨しておりますクラウドサービスの利用について実施を予定しております。そのために、データは市役所から証明書データを保存するクラウドサービス提供事業者、その後、証明書の受け付け、改ざん防止処理等を行う地方公共団体情報システム機構の証明書交付センター、その後に各コンビニ事業者が運営管理するデータセンター、そちらのほうを経由して、実際の店舗の端末にデータが流れていくことになります。それぞれのところにつきまして、それなりのセキュリ

ティーは確保しておりまして、まず、大もととなります市役所におきましては、既にご説明させていただいているとおり、証明書等を扱います住民系のネットワークにつきましてはインターネットとの接続はしておらず、また、操作ログ等も管理しておりまして、外部からの攻撃、また、外部への情報漏洩を防ぐ対応を既にしておるところでございます。市役所からクラウドサービス提供事業者、また、Ｊ－ＬＩＳの証明書交付センター間の情報のやりとりにつきましては、地方公共団体と特定の事業者しか使用することができない専用回線でありますＬＧ－ＷＡＮ回線を使用いたします。このＬＧ－ＷＡＮ回線は国が使用いたしまして、特定の事業者というものはＪ－ＬＩＳのほう、地方公共団体情報システム機構へ請求いたしまして、その審査に合格した事業所しか認められないものとなっておりまして、本当に限られたものしか使えないネットワークシステムとなっております。また、証明書交付センターから各コンビニのデータセンターへ、あるいは店舗の端末への通信回線につきましてはそれぞれの専用回線を敷設しております。この専用回線の中にはデータが暗号化されて、外からの情報漏洩に備えるようなセキュリティー対策を施しております。また、コンビニ、データセンター、証明書交付センターでは証明書のデータを保持することなく、その拠点から情報漏洩することを防ぐ対策をとっております。また、各店舗にはとり忘れ防止の警告機能がついた端末が用意されておりまして、とり忘れの防止、あるいは端末から発行されました証明書の裏面には偽造や改ざん防止をする技術が施されております。このような多方面から情報漏洩についての対応をとっております。

以上でございます。

○市民生活部長【竹内克則】　　それでは２点目のご質問、県内他市におけるコンビニ交付サービスの状況についてお答えさせていただきます。まず県内自治体では先行して実施している市が８市ございます。横浜市、川崎市、相模原市、大和市、藤沢市、厚木市、茅ヶ崎市、座間市でございます。この中で今、伊勢原市では５つの証明、住民票、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票証明、発行することにしておりますけれども、他市では横浜市、川崎市、相模原市以外の５市は、住民票と印鑑登録証明書のみのコンビニ交付ということでメニューが変わっております。また、本市では戸籍が伊勢原市にございます住民の方は市外全国どこに住民票を置いておられても、伊勢原の本籍の戸籍謄抄本がコンビニでとれるということが、県内では初めて導入がかないます。こういったことで、使える方の対象も今コンビニ交付システムとして許されている最大限の範囲で稼働を予定しております。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【宮脇俊彦議員】　　では、私のほうからも質問させていただきます。本会議でもちょっと聞きましたので、私、メモで書いていたので、その前提で進めますので、後で違っていたら言ってください。もう少しで終わりますけれども、２０１６年度の実績は、１万１０００件弱だと見ているということと、実施予定の１０月１日時点でマイナンバーカードの発行は１万２５００件、半年間で１５

００件ふえるというふうに見ている。コンビニ交付の利用予測は２６２０件というふうに見ている。初期投資が３０００万円で、この資料に載っているんですけれども、初期投資でシステム設計に３０００万円、ランニングコストが毎年３００万円、１件当たり１２３円。それから、１件当たりの経費は１２００円ぐらいを見ているということと、今やっている窓口センターは伊勢原駅は残すけれども、石田窓口センターは、どこかの時点で廃止も検討対象に入っているというふうな認識、伺っていますので、まず１点目は利用予測の２６２０件という根拠はどこでこういうふうなことを予測しているか。

２つ目は、今、市の財政も非常に厳しくて、市民に負担も求めている。よい悪いは別にしても、誰もが利用できるような公民館とかの公共施設の有料化の検討に入っていますけれども、今回は例えば１万２５００件というと、市民は１０万１８００人ですね。そうすると、１１～２％、うまくいっても１３％の人しか利用できない、こういうふうなのが本当に財政の使い方で合っているのかどうかという点ですね。それから、これがすぐ一気に７割、８割に行くとは、予測していないわけで、そうすると、金が流出すると、無駄遣いというふうにはならないのか。私たちはこのこと自体は反対はしませんけれども、実施するに当たっては７割、８割の人が利用できるようになってやる分にはいいんだけれども、１３％にこういう金を使い、一方ではみんなが利用できるようなところを有料化するというのは相矛盾していると思うんですけれども、その点について伺います。

○市民生活部長【竹内克則】　　順次お答えさせていただきます。

まず１点目の、数値の中で１点だけご説明させていただきたいのが、最新の情報として、平成２９年度からのＪ－ＬＩＳ、地方公共団体情報システム機構への年間の負担金３００万円が２７０万円に減額されております。１件当たりのコンビニ事業者にお支払いする手数料、委託に関する手数料ですが、１２３円から１１５円に減額していると。国では全国的にコンビニ交付の件数がふえるというのを見越した中で、平成２９年度からの改正がされているという環境の変化がございます。

そんな中で、予測の根拠ということでございますけれども、こちらにつきまして２６２０件、大きな数字ではないんですけれども、今予測できる資料といたしましては、先進市、先行して実施しているコンビニ交付実施市町村の証明全体に占めるコンビニ交付で出ている証明書の割合が３％と全国的に平均が見られております。それを本市の年間の発行証明数に掛けますと、２６２０という件数が出ておりますので、今の時点ではこれによるしかないと考えております。

また、愛甲石田駅近くの石田窓口センターでございますけれども、公共施設等総合管理計画の中で見直しを検討しております。伊勢原駅窓口センターも含めまして、今計画の中では、平成３２年度というスケジュールは一応示されておりますけれども、廃止も含めた検討ということになってございます。その中で今カードの普及が１３％の申請率に届こうかとしているところでございますけれども、そんな中で実施するのは無駄遣いという認識がないのではないかというご質問で

ございます。まず、個人番号カードの活用度といたしましては、本市の導入に当たって先ほど申し上げましたサービスの内容、あるいは導入経費の状況、効率的な、今ある資産も活用した中での導入ということがありますので、市民の皆様にはそれをご説明した中でご理解を求めることになるかと思います。具体的には現在の自動交付機のシステムをコンビニ交付に活用できる、あるいは平成２９年度の実施において特別交付税措置、こういった国の財政措置も受けられるということがございます。そんな中で７割、８割まで伸びてからの実施とすべきではないかというご意見をいただきましたが、これにつきましても、私どもとしましては、個人番号カードが普及してからの、利用できる方の裾野が広がってからの導入ということも考え方としてはございますが、まずは先ほどの取り組みとしてのコンビニ交付サービスを導入しまして、これを啓発、周知、広報することで市民の皆様の個人番号カードの取得を促し、取得していただくことでコンビニ交付の件数をふやす。また、個人番号カードの普及を進めるということが市民の皆様のメリットにつながると考えております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】　　答弁ありがとうございます。市が推進に向けて、宣伝、広報にも載っているし、いろいろな機会に訴えて、私はよくやられている。テレビでも今コマーシャルが出てて、確定申告には必要ですよということで、そういう個人番号カードの宣伝も十分やられているというふうに認識してて、そういうふうによくやられているというふうには認識しています。ただ、残念ながら、個人番号カードの持つ特性で、なかなか浸透しないのが実態なんじゃないかというふうに思っています。だから、それに応じたそれぞれの何をやるかは市に任されているわけですから、さっき言ったように、一定の数になって、市民の納得を得られる段階になってからやらないと、さっきの経費の問題も言いましたけれども、矛盾が、一方では大変だと言いながら、見てのとおり、そんなに急に、さっきも言いましたけれども、これが一気に３万件、５万件とかというふうには今の状況から見たらとてもならない状況の中でやるのはどうかなというふうに思っています。

あと、これについては、料金は市の窓口に来たのとコンビニも市民が払うのは同じだと思うんですけれども、例えば２６２０人のために３００万円の金を使う。普通、コンビニ交付を受けた人が利益を伴うので、こういうときは受益者負担というのは、こういうことには考えにはならないんですか。例えばよく言いますよね。利益を受けた人がそういうふうに一定の負担をするということだから、さっき言ったように、１件につき１２００円、市から税金が出るわけですから、そういうふうなことは、コンビニ交付では使わないのかという２点について伺います。

○市民生活部長【竹内克則】　　ご答弁申し上げます。コンビニ交付の手数料の関係でございます。今、伊勢原市では手数料金額、住民票３００円、戸籍証明４５０円という設定、これは手数料条例で定めておりまして、これに基づく徴収というのが適正と考えております。コンビニ交付につきましても証明交付窓口の１

つといった位置づけでございます。実際の窓口、自動交付機、あるいは窓口センターでコンビニ交付ということがございます。委員ご指摘の受益者負担の原則、これは平等に適用されていると考えております。そんな中で、今試算としては２６２０人に対する１２００円弱というような試算もございますけれども、これについては市全体の発行件数に対しまして市の窓口の発行もございます。いずれの窓口での証明発行につきましてもそれぞれコストがかかっております。自動交付機でも先日の議会でもご答弁させていただきましたように、３００円、４５０円では足りておりません。そんな中で、最大の証明発行窓口である市役所窓口での発行が最も多いことがございます。交付にかかる１件当たりの経費がその件数の多さによって抑えられているということがございますので、全体としては今の手数料条例の手数料額を適正と考えております。先ほどの２６２０人が自動交付機の発行件数というようなものに近づくような増加がございましたら、それに伴いまして、コンビニ交付の単価も下がっていくということがございます。全体でならされた中でより経費は適正なレベルが保たれると考えております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】　今の答弁は、納得はなかなか。言っても同じでしょうから言いませんけれども、集約したほうが経費は安くかかるということはご存知のとおりで、だから、市役所でやる。どうしてもそこに行き切れない人には伊勢原駅、愛甲石田駅で対応しているというのが従来のやり方で、それに新たにサービスが今回初期投資で３０００万円、ランニングコストで２７０万円と言いましたけれども、例えば１２３円で２６００人だと３０万円ちょっとかかるので、サービスがよくなるけれども、３００万円ぐらいが新たに、経費がかかるというのはそういうことに残っちゃう。しばらくの間残っちゃうというふうに思っています。

そういう点は置きながら、次に、安全性の問題で２点ほど伺いたいと思うんですけれども、コンビニは１５歳以下はだめだ、それから、もう１個規定がありますけれども、来たら本人というチェックを例えば高齢者の人ができないから、この番号だからやってくれといったときに、例えば行って受け付けを経ずにだめだと規定はされているけれども、やろうと思えばできると思うんです。私の番号はこの番号だと言えば、８桁の暗証番号、それでできるというのは本当にチェックできるのか。例えばコンビニは、受け付けは店長がいつもいるわけじゃなくて、アルバイトの人とか、やっているわけですから、そういうチェックはできるのかというのを規定で設けても必ずしもそうならないんじゃないかという点が１点と。

優秀な機械でしょうけれども、コピー機でやった場合、紙が詰まったり、不都合が起こったりするというのは発生すると思うんです。そうした場合に、マイナンバーカードが指定によって記載されたのが出るというふうになっているから、例えば不都合でつっかかったりして、中途半端に名前と住所とマイナンバーカードが写ったところが出たけれども、その後、不都合でつっかかったりするというふうに出た場合、聞いたら、シュレッダーでなくしてしまうというふうに答えた

んだけれども、そうすると、もしそういうのが何件かあった場合に、店員が、後で何かあったときに聞いても、シュレッダーにかけてなくなりましたと言ったら何の痕跡も、今国会でも論議になっていますけれども、それは焼却してなくなったと言ったら何の追及もできないので、きちっと管理して、今事業所だと書いたのは重要書類ですから、金庫にちゃんと保管するというふうに指導もされているはずなので、きちっとやれば、後で何かあったときにそれについてはこういうふうにやって、市が最終的に責任を持ってかけて、廃棄します。誰の分がそういうのがあって残るけれども、コンビニでそれをやっちゃったら後で何か不都合があったときには、何もわからないというふうになるかと思うんですけれども、その２点が気になって、安全性の問題で。

○市民生活部長【竹内克則】　　それでは、１点目でございます。コンビニでの利用者の方の店員とのやりとりというようなこともあった中でのチェックということかと思いますけれども、例えば高齢者の方が暗証番号を取り扱いが不案内だからコンビニの店員に頼むといったことは、コンビニの取り扱い規定のほうで、取り決めで禁止されておりますので、それは各市民の皆様がご自分で暗証番号を入れて使うということをお願いすることかと思います。（「代理の人に頼んだと」の声あり）自分のご意思で代理するということは可能ですので、その場合はカードをお預けになった方が責任を持って暗証番号の管理をし、本人にかわって証明発行するということになります。コンビニの店員が何かかかわるということは一切ないということでご理解いただきたいと思います。その辺のコンビニの店員、あるいは店長も含めて対応するマニュアルについても取り決めております。

２点目の質問に対しまして、先日、シュレッダーというお話をさせていただいたのは私ですけれども、ちょっと認識が間違っておりまして、訂正してお答えをさせていただきます。

○戸籍住民課長【梶早月】　　コンビニでマイナンバーを使って住民票をとったときに、恐らく考えられる事故的なことだと思うんですけれども、ご質問にありましたように、そこで何か紙が半分しか印刷されなくて、これは使えないというような場合には、コンビニのほうの店員が処理するというようなことはありません。使えないものについてはコンビニのほうで使用不可という判を押して、その方にお渡しして、本人が処理するということになります。あと、例えば住民票なり、印鑑証明をとって、汚れているとかということで、返金対応等が必要になった場合にも、領収書、レシートになりますけれども、そちらととった証明書を持って、コンビニの店舗のほうで当日中に対応すれば返金対応するというようなマニュアルができております。

以上です。

○委員【斉藤裕樹議員】　　私からも質問させていただきます。コンビニの交付について質問させていただきます。先日の答弁の中で、利用できるコンビニの数を４１店舗と伺いました。間違っていたら申しわけありません。民間事業者ということもあって、新規出店や撤退の可能性も考えられると思うんですけれども、

将来的にこの数がふえるのか。どのように予測しているのか、伺いたいと思います。

もう１点、全てのコンビニの新規出店に対応していくのか。導入時にはコストがかかるのか。仮にコンビニの出店が数多くあった場合にはその分のコストが高くなると考えられますが、将来的に市内のコンビニであってもこのサービスが受けられないような店舗が出てきてしまうようなことも考えられるのか、２点伺いたいと思います。

○市民生活部長【竹内克則】　　２点のご質問に順次お答えさせていただきます。現時点ということで、４１店舗が市内にございます。コンビニ交付可能なマルチコピー機、キオスク端末と言われるものが設置されているところですね。有名なところですと、セブンイレブン、ローソン、サークルＫ・サンクス、ファミリーマート、ミニストップというようなところがございますが、それ以外、Ａコープの地方のお店とかもマルチコピー機を備えればコンビニ交付は通信回線を接続して、どこの事業者、どこの店舗でも使えることになります。そういった意味で市内でもコンビニ店の今申し上げました企業別の数字も新規出店や廃業があるかと思いますけれども、事業者のほうで、その都度システムを備えますので、新規出店に対しても先ほどの負担額で市では対応できるということでございます。

出店対応に対して今後の例えば伊勢原市内への出店がふえた。例えばセブンイレブンでの店舗数が大幅にふえたということに対して市町村の経費負担の増加というのはないということで、そこは確認しております。全て事業者のほうでコピー機自体の利用価値というのが行政サービスを備えることでいろいろな民間利用も促進されるということで、機能は全て備わったものを設置すると。一部そういった意味で、事業者のほうで採算がとれないと考えている店舗についてはマルチコピー機のメニューを備えないというところも事業者の中にはございますけれども、このマルチコピー機、キオスク端末を設置する経費については全て事業者のほうで行いますので、店舗数の変化に応じて市町村の負担がふえるということはございません。

以上でございます。

○委員【前田秀資議員】　　私からも１点確認させていただきたいと思います。私は、こういう議案を審査するときに必要な観点としまして、伊勢原市なら伊勢原市の同部門における過去の事務事業の流れというのも見る必要があるんじゃないかと思うんです。当たり前のことなんですけれども。かつてこの方面で非常に大きな問題になった事例に、大田ふれあいセンターの自動交付機の話。あれは大失敗だった。数億円もかけたのに、月に１０件程度も利用がなかったようなことで、今、その機械もありません。比べては失礼なんだけれども、それからすると、今回の議案は私的に言わせていただきますと、国のマイナンバー法の施行により、受け身というとあれですけれども、やる種目はいろいろ任されていると言っても、やらなければならない話。だから、その意味において、私は反対する理由がないんですが、１つ危惧がありますのは、さっきセキュリティーのご説明もありまし

た。二重三重にわたって、あるいはそれ以上にわたって、いろいろなセキュリティーのあれはあるから、そういうふうなシステムだというご説明があったと。間違いじゃないと思います。ただし、幾らどんなに厳重にやっても必ず事故は、常識的に言えば起こるのが普通ですね。それは皆さんの責任じゃありません。しかし、私が１点ここで質問したいというのは、一旦思いもかけない、まさに本当の想定外のことで事故が起こったときに、勘繰って聞くんじゃないんですけれども、皆さんの仕事の場における全国共通というか、その方面における共通の事故対応の考え方、あるいはマニュアル的なものがあるんですか。それを確認しておきます。

○情報システム課長【宮嶋俊道】　　セキュリティー事故が発生したときの対応ということでご説明させていただきます。現在、特に今までは各団体の中に閉ざされていたデータ保持というものがメーンでありましたので、各団体がそれぞれ実情に合ったセキュリティー対策というものをとっておりました。ここでマイナンバー法が施行されまして、団体間同士の情報の流通というのが活発に行われるようになりました。その影響もございまして、まず国におきまして、緊急事案、インシデントが発生した場合の各市町村から都道府県、国へというような連絡ルートというものは確立されておりまして、伊勢原市におきましても、ＲＥＳＡＳと呼んでいるところなんですけれども、セキュリティー事故が発生した場合の一元的な窓口は情報システム課が担っておりまして、何か起きたときにはすぐ情報システム課にまず第一報が各現場から来るようにしております。その後、所管部長であります総務部長、伊勢原市の最高情報統括責任者であります宍戸副市長のほうに報告するとともに、神奈川県のほうの一元的な窓口、それから総務省のほうに連絡が行くルートが確立されておりまして、誰が誰もというわけでもないんですけれども、今その中で、情報システム課の職員と私が連絡要員として県、国へと夜間でも通じるような、個人の携帯番号になるんですけれども、それも登録しているような状況で対応しております。実際これが発動することは幸いなことに今までございません。

○委員【前田秀資議員】　　ご説明ありがとうございます。私は、事故が起こってほしいわけじゃないんだけれども、将来的に伊勢原市ばかりじゃなくて、どこかでそういう事故が起きるものだと思うんですよ。今までのこの方面の流れから見るとそういうことになっちゃう。あるいは諸外国の例を見ても、そういう事案があるそうです。かといって、心配だからといってこれをやらないわけにいかない。やりましょうという話なので、いざというときの備えをどうですかとお聞きしたら、そういう答えが返ってきたと。ご答弁を聞いて納得しましたが、今後も関連の部署の、その方面の共通認識を図って充足していただけますようお願いしまして、質問を終了いたします。

○委員【橋田夏枝議員】　　議案書の９１ページなんですけれども、本条例が施行されて個人番号カードを印鑑登録証とみなすことが可能となった場合、第９条に印鑑登録証を市長に返還しなければならないと明記されておりますけれども、

どのような手続でどういったタイミングで返還すればいいのか、決まっていたら教えてください。
○戸籍住民課長【梶早月】　　個人番号カードと、現在、印鑑登録証として発行させていただいています市民カードの統合だと思うんですけれども、個人番号カードをお持ちいただいて、その時点で既に市民カードをお持ちの方が個人番号カードに統合したいというときには、個人番号カードの磁気の部分がありますので、そこに印鑑登録証の番号を記憶させて、印鑑登録証と同時に持つことができませんので、その時点で市民カードのほうは回収させていただきます。ただ、その時点から、個人番号カードは自動交付機でも使えますし、通常のコンビニ交付も受けることができますので、今まで市民カードを使っていたシーンでも個人番号カードをそのまま使っていただくということです。あと、個人番号カードをつくって、市民カードを別に持つこともできますので、必ずしも１つに統合しなければいけないということではございません。
　以上です。
○委員【橋田夏枝議員】　　今の課長の説明を聞いて納得したんですけれども、要するに、両方持つこともできますということですね。統合することもできる。それは本人の自由であり、本人が統合したければ、窓口に来てご自身で手続を行う。そういうことですね。だから、市としては特に１つにまとめるような、印鑑証明書を返還してくださいみたいな、そういうご指導はされないということですね。
　それともう１つなんですけれども、先ほど、窓口センターは普及状況を見て閉鎖の可能性もあるということでしたけれども、仮にうまくマイナンバーが普及しての話だと思うんですけれども、そうすると、今、比較的混雑しているクルリン窓口なんですが、職員の状況を見ていますと、実際臨時職員がやっていたり、あと派遣の方も入っていることもあると思うんですけれども、いろいろ忙しいところだからこそ、そういった方にもお願いしているところがあるんですが、窓口職員の数というのは、コンビニ交付が一般的になったときには変化というのは生じていくんでしょうか。
○市民生活部長【竹内克則】　　市のクルリン窓口、証明発行窓口との兼ね合いということかと存じます。コンビニ交付が普及しまして、そちらでの発行率が上がれば、市の窓口、証明発行部門は年間の件数が減っていくと思います。そんな中では今業務委託、請負契約で業者に証明発行部門はお任せしております。そこの契約の中での人員配置、そういったものにおいて、例えば契約額の減額ということは可能性として十分あると考えております。
　以上でございます。
○委員【橋田夏枝議員】　　了解しました。行政として考えなければならないのは、１つは市民の利便性というのもあると思うんですけれども、一方でコストパフォーマンスというのも考えなければならないと思うんですね。今回マイナンバー制度を導入することによって多額の費用を投じているわけでありまして、国も

県も市も。そういったところで、電子化し、デジタル化していって、人的な配置というのを減らしていく。人件費を減らすという、こういったコストパフォーマンスのバランスも考えていく方向でいらっしゃるんでしょうか。最後の質問です。
○市民生活部長【竹内克則】　　委員ご指摘のとおりでございます。市としましても、先ほどのコンビニ交付システムの導入に当たりましても経費の効率的な投資ということを考えておりますし、窓口業務におきましても、ご指摘のとおりコストパフォーマンス、今後においても検証しながら運営していきたいと考えております。
　以上でございます。(「了解」の声あり)
○委員【山田昌紀議員】　　先ほど私が質疑いたしましたところの答弁でいただいたんですけれども、それについて１点。先行してコンビニ交付している自治体、横浜市、政令指定都市はもちろんあって、基本的には住民票の写しと印鑑登録証明書のみとなっていますよね。本市において、それに加えた戸籍に関するほかの３つ、そういうことにした理由は何かあるのか。１点確認させてください。
○市民生活部長【竹内克則】　　実は、その辺の経緯につきましては、まず伊勢原市の戸籍証明の電算化にさかのぼるんですけれども、そこで請け負いました電算メーカーが戸籍を電算化しております。そこで自動交付機のシステムも戸籍のメーカーが担って設置し、そこへ住民票、あるいは印鑑登録証明書の情報を蓄積して発行するという自動交付機システムが稼働しておりました。それがコンビニ交付に当たりまして、コンビニでやろうとしているシステムもその事業者も請け負うわけですけれども、移動できるということがございました関係で、伊勢原市においては戸籍証明も含めて円滑にコンビニ交付へ移行できるというようなシステム上のメリットがございました。
　以上でございます。
○委員【山田昌紀議員】　　よくわかりました。あともう１点、他委員の中で、代理人もできる。例えば行くのが大変だからよろしくねという。個人番号カードを渡して、暗証番号を教えて、それが可能なんですか。確認させてください。
○市民生活部長【竹内克則】　　コンビニ交付におきます操作としては、原則は暗証番号ということがございますので、ご本人が操作して出すというのがセキュリティー上は望まれるところかと思います。いろいろな事情で出向けない場合とかにご本人の意思で、ご本人が代理権を授与するということはできる。それを妨ぐことはできませんので、そんな中でご本人の責任で代理人に証明発行を委任するという行為は可能ということになっておりまして、その結果としてコンビニ交付で出せるということかと考えております。
○委員【宮脇俊彦議員】　　さっきの答弁で、私もちょっとわからなかった。印鑑登録カードというのがありますね。あれは写真がないですね。それを持っていったら、そういう機能をマイナンバーと同じような機能をくっつけるというのは、写真のないカードが発生するということですか。ちょっと私は理解が、そのよくわからなかったんですけれども、どういうことなんですか。

○戸籍住民課長【梶早月】　　市民カードは、今市民カードで自動交付機のほうでお使いいただいていると思うんですけれども、そちらについては、市民カードには、特に住所や名前が書いてありません。ただ、ご家族と区別するためにお名前の部分だけが書かれているだけになります。ですので、落としたりしても、その方の個人情報がそのカードでわかるということはないんですけれども、それに暗証番号をつけることで自動交付機を使うときには暗証番号は本人にしか知り得ない数字ということで自動交付機で証明類をとることができます。今、委員からご質問があったのは個人番号カードと市民カードを統合した場合のお話かと……。（「一緒の機能を持つようになるのかなと」の声あり）その場合には一緒の機能ではなくて、市民カードに個人番号カードの機能を載せることはできませんので、市民カードの印鑑登録をしているという機能だけを個人番号カードの磁気の部分に書き加えて、その個人番号カードを市民カードとしても、自動交付機でも使えるということです。あと窓口で、印鑑証明をとりに来たときには必ず市民カードを提示してくださいという条例の規定になっておりますけれども、その場合、統合したものであれば個人番号カードが使えるようになるということで、市民カードに個人番号カードの機能が移行するというようなことはございません。

以上です。

○委員長【横田典之議員】　　ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて質疑を終結します。

それでは、２件についての意見をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】　　それでは、議案第８号、議案第１２号について意見を述べさせていただきます。

マイナンバーについては国民全員と密接に関係している制度であり、一人一人がメリットとデメリットの両面をしっかりと認識しておくことが重要と考えます。今回の条例制定によるマイナンバーカードの利用は確実に市民サービスの向上につながるものであり、普及が進まない課題を克服し、制度を広めていく必要もあります。伊勢原市個人情報保護条例等による情報の厳格な保護体制、そして、伊勢原市セキュリティーポリシー等による個人情報の漏洩の防止対策と厳格な事務執行をお願いし、議案第８号及び議案第１２号について賛成いたします。

○委員【宮脇俊彦議員】　　私は、マイナンバーを使ったコンビニでの住民票を初めとした交付には反対いたします。このこと自体は別に悪くはないんですけれども、現時点のマイナンバーカードの発行状況の１万１０００件、それから、１万２５００件というのは余りにも少なくて、利用できるのは本当に１００人のうち、１００％で見ると１２．５％くらいしか利用できないというのが実態で、これが早急にふえるという保障は、随分頑張られているんですけれども、国も地方自治体も。でも、カード自体が持っている特性もあって浸透していないのが理由なので、これは経費の点から考えても、今の発行状況の点、それから経費が多額にかかるという点から見ても、これはやはり一定段階に行くまでこのことを実施するというのは不都合が生じる。今の伊勢原市の状況から鑑みれば、これは先へ

延ばしていくということのほうがいいというふうに考えますので、これには反対いたします。
　以上です。
○委員【橋田夏枝議員】　　平成２８年１月にマイナンバー制度が導入され、１年数カ月たちました。マイナンバー導入に国が踏み切った大きなきっかけは２００７年に発覚した年金記録問題だったと記憶しています。それ以外でも今まで公的機関などで同姓同名による誤った手続がされた例がございました。マイナンバーのメリットとして挙げられるのは、同じ番号で個人番号が管理されるため、データの共有や連携がスムーズに行われ、事務手続の時間短縮につながります。また、人的ミスも軽減されると考えます。
　では、なぜ全国的に見てマイナンバーカードの普及が進まず十数％の国民しかマイナンバーカードを持たないのでしょうか。さまざまな理由があると思いますが、プライバシーが侵害される、個人情報の流出や漏洩のおそれがある、なくても困らないなどが理由として挙げられるのではないでしょうか。確かに身分証明書として運転免許証や保険証等で事は足りますし、日常生活でなくても困らないものになっています。もっとマイナンバーの利活用をふやして、利用者にとって便利な世の中にならないとマイナンバーカードの普及はふえていかないと思います。
　今後コンビニ交付が進めば、役所にわざわざ足を運ばなくてもマイナンバーカードを利用して市内外のコンビニで公的書類が取得できますし、役所にとっても窓口業務の軽減につながります。数年前から座間市のように住民基本台帳カードによるコンビニ交付を先行して行っている自治体もございますが、問題なく今日まで行われております。コンピューターシステムは非常に複雑にできており、我々素人が全て理解するのは難しいと思いますが、だからといって情報漏洩すると決めつけてかかるのはよくないと思います。時代はアナログからデジタルへ劇的に変化し、技術革新しております。我々行政に携わる者として、次世代型行政システムを構築していくのも大切な任務だということを強調しまして、私の賛成意見とさせていただきます。
○委員長【横田典之議員】　　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。
　これより１議案ごとに採決いたします。まず議案第８号、伊勢原市個人番号カードの利用に関する条例の制定については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【横田典之議員】　　挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。
　次に、議案第１２号、伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例については原案

のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【横田典之議員】　　挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案第８号及び議案第１２号についての審査は終了いたしました。宍戸副市長並びに執行者の皆様、ご苦労さまでした。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前１１時２７分　　休憩

午前１１時２９分　　再開

議　　題　陳情第１号　平成２９年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情

結　　果　不採択

○委員長【横田典之議員】　　再開します。

次に、「陳情第１号、平成２９年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】　　「陳情第１号、平成２９年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情」についての意見を述べさせていただきます。

マイナンバー制度については、先ほどの議案に対する意見でも申し上げましたが、メリットとデメリットの両面をしっかりと認識しておくことが重要と考えます。２０１６年１月より運営が開始されましたマイナンバー制度については、当初よりデメリットとしての個人情報の流出懸念が挙げられてきました。政府はこのマイナンバー制度の導入により行政運営の効率化、給付と負担の適切な関係の維持が図られるとしており、個人の所得水準や年金、医療などの受給実態を正確に把握し、効率的な社会保障給付を実現することができるとしています。

さらにこの制度によって行政事務の簡素化、効率化や生活保護の不正受給や脱税の防止等に効果があると期待されています。マイナンバーの導入により一人一人の所得が正確にわかるようになると、所得に対して税の控除と社会保障給付を組み合わせ、さまざまな不公平を解消するための対策もとれ、本当に困っている方に細かな支援を行えるようになると考えています。

個人住民税の特別徴収による納税の一連の流れの中で、マイナンバーを使用することは、事務事業の簡素化、効率化に直結する最大のメリットであります。マイナンバーはメリットもデメリットも大きい制度であります。しかし、デメリットの全くない制度というものはほとんど存在しません。メリットを生かすためにいかに悪用を防ぎ、上手に運用していくかが重要であり、マイナンバーを使用しない考え方の本陳情には反対いたします。

○委員【宮脇俊彦議員】　　本陳情はマイナンバーのよし悪しを言っているんじゃなくて、陳情項目の１に書いているように、市民税とか県市民税徴収決定を通知したときに、６月とかに発送するときに個人番号を書く必要はないよ。マイナンバーが入っていたら、重要文書で、それを事業者には金庫で管理しなさい。ほかの人に出しちゃだめだよとなっているのを、出すときに、通知書に個人番号を記載するということを問題にしているので、個人番号を記載する必要は何もないので、記載しないでくれということを言っているので、マイナンバーをどうこう

言っているんじゃないので、そういうことだというふうに思います。

それから、２番目のところはそういう余計なことをもし書いてあるとするなら、現金書留なり、ちゃんと相手に渡ったよというのが確認できるような郵送の仕方をしないとだめなんですよということを指摘しているので、こういうマイナンバーを記載した地方税法の規則の一部を改正する、これは撤回する必要があるんじゃないかということを指摘していると思うんですよ。だから、国がそう言っているんだから、自治体によってはマイナンバーを記載しなくてもできるというふうに、この文書にはちゃんとそういうふうになって、そういうふうにしている自治体もあるよということなので、そういうのは別に書かないほうがいい。

それから、事業者にとっても、個人番号を書くというふうにすると、いろいろ厳しいことが要求されるので、そういうことは書かないほうがいいということを指摘しているので、これはここに指摘が出ているとおりだというふうに思います。だから、余計なことを書くと、書きなさいよと確定申告にもあったから、皆さんもご存じのとおりで、あれはなくても総務省はちゃんと受けるというふうに言っていますから、何ら書く必要はない。逆に書くと重要書類で、個人がどうするのは自由だけれども、受け取ったほうは重要書類になっちゃうから、そういう不必要なことはしないほうがいいんじゃないかというふうに指摘しているので、これはそのとおりだというふうに思います。そういうふうに実施している自治体もあるので、２番に書いているように、そういうふうに国も対応して、伊勢原市もそういう対応が必要なんじゃないかということを意見書を国に出してほしいという陳情なので、これはこのとおりだというふうに私は思っております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】　用意していたのがあるんですけれども、今、宮脇委員の言葉も聞いて、改めて……。この陳情の項目で、１番に給与所得等にかかわる市民税、県民税特別徴収の決定・変更通知書に受給者の番号を記載しないことというのは、陳情項目の１番にありますけれども、私も市のほうで確認したのは、市が事業者のほうに送る場合には現金書留で送っているということでしたので、重要書類として送っているということなんですね。そこで適切に管理されれば個人番号の漏洩とかにはつながらないはずだということですし、個人番号はもちろん重要書類で大事なんですけれども、データというのは、１２桁の番号というのは暗号化されて個人情報が管理されているということなので、仮に直接個人情報を使ってどうのこうの、一般の方ができるというような次元の話ではないのかなと思っております。

もちろんマイナンバーカードの発行数を増加するためにも、当然個人だけでなくて、事業者等の理解というのも協力も得ていく必要は今後あると思います。今後も事業者と行政との間で、こういった議論を重ねていくことは重要だと思うんですけれども、マイナンバー制度の理解を深める方向で進めていくべきだと思いますので、私は本陳情に反対させていただきます。

○委員長【横田典之議員】　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あ

り）なしと認めます。
　これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【横田典之議員】　　挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。
　以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
　なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【横田典之議員】　　ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。
　以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時４２分　閉会

　上記会議録は事実と相違ないので署名する。

　平成２９年３月２日

総務常任委員会
委員長　　横田　典之